

横浜市自立生活安定化支援事業業務委託 業務説明資料

- 1 件名 横浜市自立生活安定化支援事業業務委託
- 2 履行期限 平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
- 3 履行場所 中区役所が指定する区庁舎内スペース、受託者が確保する体験アパート、及び関係機関先や利用者宅等

4 業務目的

寿地区の簡易宿所等を居所としている被保護者の中には、緊急連絡先が無いことや、民間賃貸住宅等での生活経験が乏しいなどの理由により、本人が希望しても民間賃貸住宅等への転居が困難な方がいます。そのような方に対して、民間賃貸住宅等への転居を促進し、転居後に地域での安定した生活が継続できるよう支援を図り、被保護者の自立を助長することを目的として事業を実施します。

5 支援対象者

区福祉保健センターが保護する被保護者で次の各号に該当する者とする。

- (1) 寿地区内簡易宿所等を利用しており、民間賃貸住宅等への転居に同意する者
- (2) 本事業により簡易宿所等から民間賃貸住宅等へ転居した者

6 業務内容

(1) 転居支援業務

- ア 賃貸物件の情報収集・紹介、内見同行、賃貸借契約時の同行支援、仲介業者等との連絡調整
- イ 賃貸借契約に必要な保証会社の確保、緊急連絡先の引受け又は確保
- ウ 身分証明書の確保や携帯電話の購入支援
- エ 引越し業者の手配や家財道具購入等、入居時にかかる支援
- オ その他転居に必要な支援

(2) 自立生活安定化支援業務

- ア 体験アパートを利用した生活支援
なお、受託者は横浜市内に体験アパートを3室以上確保すること。
- イ ゴミ出し等日常生活ルールを身に付けるための各種支援
- ウ 家賃、公共料金支払いなどを自ら行えるようになるための家計支援
- エ 居宅訪問、電話等による転居後の生活状況の確認、各種相談支援
- オ 自治会、不動産業者、家主等との連絡調整
- カ 区役所や地域ケアプラザ等、地域の関係機関との連絡調整
- キ その他地域での自立した生活の定着に必要な支援

(3) その他区福祉保健センター及び本市が実施する会議、研修等への参加、協力

7 実施体制

- (1) 受託者は以下のとおり、統括責任者、転居支援員、自立生活支援員を業務遂行に必要な人数配置すること。なお、それぞれを兼務しても専従でも可とする。
 - ア 統括責任者は、転居支援員及び自立生活支援員への指導・助言、本市との連絡調整、その他本事業の統括を行う。
 - イ 転居支援員は、賃貸物件の情報収集・紹介や賃貸借契約の同行支援等を行う。ただし、統括責任者または転居支援員のうち1名は宅地建物取引士の資格を有する者としなければならない。
 - ウ 自立生活支援員は、体験アパートを利用した生活支援や家計支援、生活状況の見守りや各種相談支援等を行う。ただし、自立生活支援員のうち1名は社会福祉士もしくは社会福祉主事任用資格を持ち、社会福祉施設もしくは福祉事務所等での相談業務を3年以上経験した者としなければならない。
- (2) 受託者は支援員等に対し研修等を実施し、本事業を実施するために必要な知識や技術の向上に努めること。